

当院で満たす施設基準及び加算に関する掲示

当院は厚生労働大臣の定める基準に塞ぎいて診療を行っている保険医療機関です。

当院では以下の診療報酬施設基準を整備し関東信越厚生局に届出した上で算定しています。

| 医療情報取得加算

| 医療 DX 推進体制整備加算

当院ではマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を有しています。受診された患者様に対し、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を取得・活用して診療を行っています。また、マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスターの掲示を行っています。

| 明細書発行体制等加算

当院では、療担規則に則り明細書を無償で交付しています。

明細書の発行を希望しない患者様は、受付にお申し出ください。

| 一般名処方加算

当院では、後発品の存在する医薬品については、一般名処方を行っております。この処方になると、保険薬局で患者様自身が、先発品か後発品（ジェネリック）かを選ぶことができます。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和6年10月より、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ処方した場合は選定療養になることを踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分説明いたします。